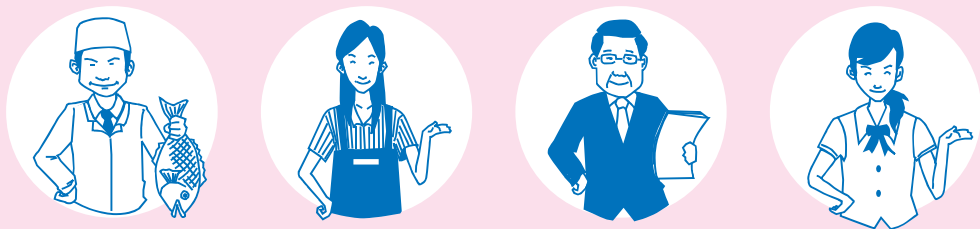


芦屋市内の事業者のみなさまへ



廃棄物処理法及び、芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例では、事業者の責務について次のとおり規定しています。

事業者の責務

自己処理責任

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること

廃棄物の減量

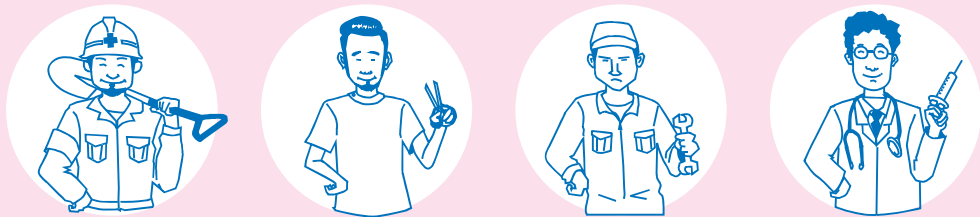
再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めること

製品開発・情報提供

製品等が廃棄物になった場合において、処理困難にならないよう自己評価し、適正処理できる製品開発及び情報提供を行うこと

施策等への協力

廃棄物の減量、適正処理の確保等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力すること



芦屋市からの
お願い

事業系ごみ（事業活動に伴って排出されるごみ）は、家庭ごみステーションが
使えない等、家庭ごみ（家庭から排出されるごみ）と処理が大きく異なります。
本ハンドブックを参考に適切な処理を行ってください。

事業系ごみに関するお問い合わせ

【環境施設課】

電話

0797-32-5391

FAX

0797-22-1599

芦屋市

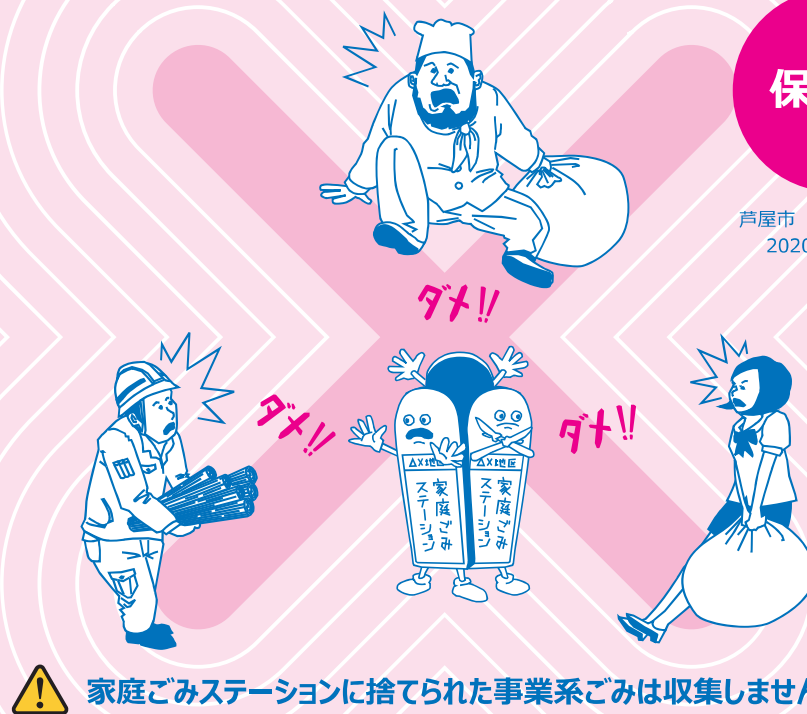
事業系ごみ ハンドブック

事業系ごみは

家庭ごみステーションやパイプラインに 捨てる出来ません

保存版

芦屋市 環境処理センター
2020年4月作成



家庭ごみステーションに捨てられた事業系ごみは収集しません！

事業系ごみは、
適切な方法で
廃棄してください

- 1 芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者と契約し、収集してもらう P.4
- 2 事前予約して芦屋市環境処理センターに直接持ち込む P.6
- 3 産業廃棄物処理業者に処理を依頼する P.8

事業系ごみの処理方法

事業系一般廃棄物と産業廃棄物では、処理を委託できる業者や、処理の方法が異なります。

捨てるごみは、
事業系一般廃棄物ですか？ 産業廃棄物ですか？

事業系
一般廃棄物

産業廃棄物

ごみの収集を希望されますか？
事業者ご自身で持ち込まれますか？

ごみの
収集を希望

自身で直接
持ち込む

01 事業系一般廃棄物の処理方法①

芦屋市一般廃棄物
収集運搬許可業者と
契約し、収集してもらう

P.4

事業系一般廃棄物の処理を委託する場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者と契約する必要があります。「芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者」にご相談ください。

【芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者】

事業所名	連絡先
(株)丸与商店	22-8598
(有)芦屋浄水	22-5672
芦屋環境サービス(株)	34-5788
(株)藤起業	35-7274
(株)シントー	35-2848
(株)エコワークシステム	23-3366
(有)NAKAZAWA	25-0441
(株)ウィルパワー	62-6350

02 事業系一般廃棄物の処理方法②

事前予約して芦屋市
環境処理センターに
直接持ち込む

P.6

事業系一般廃棄物は、環境処理センターへご自身で持ち込むことができます。ただし、前業務日までに持ち込みごみ予約センターに電話で予約をしてから持ち込んでください。

【予約受付】

【持ち込みごみ予約センター】

電話

0797-32-5375

受付時間

月曜日～金曜日（祝日含む）

午前 9 時～午後 4 時 30 分

03 産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物処理業者に
処理を依頼する

P.8

芦屋市環境処理センターは、一般廃棄物中間処理施設であり、産業廃棄物は原則搬入できません。

産業廃棄物は、事業者自らが産業廃棄物処理業者に処理を依頼する必要があります。

事業者の紹介は（一社）兵庫県産業資源循環協会へお問合せください。

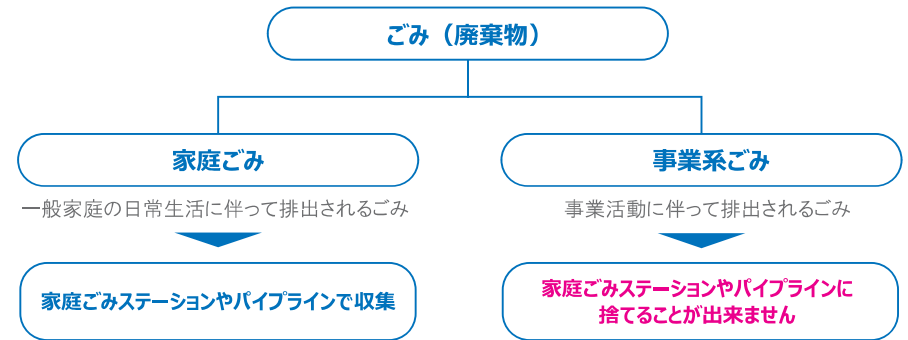
【（一社）兵庫県産業資源循環協会】

電話

078-381-7464

事業系ごみとは？

事業系ごみとは、営利または非営利目的に関わらず、事業活動に伴って排出される廃棄物のことです。事業系ごみは、家庭ごみステーションやパイプラインに捨てることが出来ません。



「事業活動に伴って排出されるごみ」って？

会社、飲食店、店舗、施設等営利を目的とするものだけでなく、学校、病院、官公庁等の公共サービスやNPO、地域の活動等、規模や従業員数に関係なくすべての事業活動に伴って排出されるごみです。

住居と事業所が同じ建物内だったら？

住居と店舗・事業所等が同建物であっても、家庭ごみとして出すことはできません。住居部分で出たごみは家庭ごみ、事業所部分で出たごみは事業系ごみとして、別々に処理をしてください。

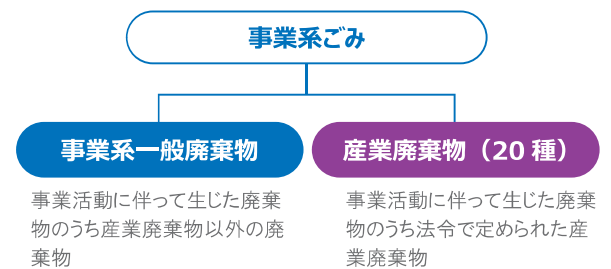
事業系一般廃棄物と産業廃棄物

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。芦屋市環境処理センターでは産業廃棄物は処理することができません。

▶ 事業系ごみの区分

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物を指します。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）で定められた 20 種類のものを指します。



※このほか、爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する廃棄物は、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に分類され、それらは市で処理できません。

01 事業系一般廃棄物の処理方法①

芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者と契約し、収集してもらう

事業系一般廃棄物は、家庭ごみステーションに捨てることができません。

ごみの収集を希望される場合は、**芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者**にご相談ください。

※芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者とは、芦屋市内の一般廃棄物を芦屋市環境処理センターに運搬することを、芦屋市から許可を得ている事業者のことです。

【一般廃棄物収集運搬許可業者との契約の流れ】

1 一般廃棄物収集運搬許可業者を選ぶ

↓ 右の芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧を参考にして、業者を選ぶ。

2 一般廃棄物収集運搬許可業者と相談

↓ 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集の頻度、方法、料金などについて相談する。

3 一般廃棄物収集運搬許可業者と委託契約を結ぶ

書面による委託契約を結ぶ。

【芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者】

令和2年3月現在

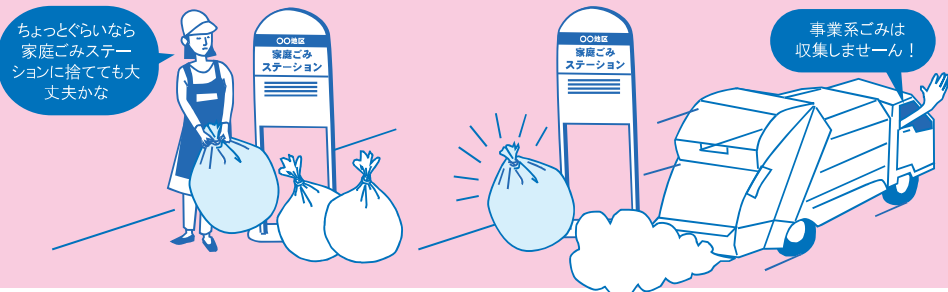
事業所名	住所	連絡先
(株)丸与商店	楠町3-13	22-8598
(有)芦屋浄水	楠町3-13	22-5672
芦屋環境サービス(株)	若宮町5-18	34-5788
(株)藤起業	上宮川町9-3	35-7274
(株)シントー	上宮川町2-10-4F	35-2848
(株)エコワークシステム	船戸町3-25-405	23-3366
(有)NAKAZAWA	公光町10-8	25-0441
(株)ウィルパワー	大原町4-13	62-6350

P.13 ~ P.15 に許可業者の広告を掲載しています

収集運搬料金等は各許可業者で異なります。それぞれにお問合せください。

⚠️ 家庭ごみステーションに捨てられた事業系ごみは収集しません！

家庭ごみステーションに事業系ごみを捨てられていることが判明した場合は、そのごみについては収集いたしません。近隣住民の迷惑になります、絶対に家庭ごみステーションに捨てないでください。



ちょっとぐらなら家庭ごみステーションに捨てても大丈夫かな

事業系ごみは収集しません！

事業系一般廃棄物とは？

下に示すものは、事業系一般廃棄物の例です。(排出する事業者の業種によっては、産業廃棄物に当たります。)

厨芥類

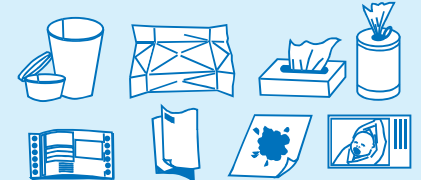
食品の売れ残り、食べ残した物、調理くずなど



食品製造業などの業種から発生する厨芥類は**産業廃棄物**です。

紙くず

汚れがついた紙など、資源にならない紙類



建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは**産業廃棄物**です。

木くず

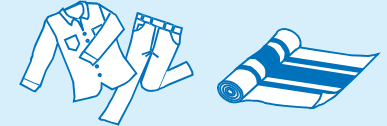
木の枝、葉などの植木の剪定くず、木製品



建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業などの業種から発生する木くずは**産業廃棄物**です。

古布・繊維くず

衣服や毛布、敷物など(天然素材に限る)



建設業、繊維工業などの業種から発生する繊維くずは**産業廃棄物**です。

処理できる事業系一般廃棄物については、**芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者**にお問合せください。

ワンポイント Q & A

○許可のない業者に委託するとどうなるの？

事業者が、ごみの収集・運搬又は処分を無許可の業者等に委託すると、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金若しくはその両方が科せられます。

【芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者】(P.4)と委託契約を結んだ上、ごみを出してください。

○従業員の昼食のごみは事業系ごみ？

従業員のかたが昼休み中に食べ残した食物や飲料、弁当が入っていた容器等も事業活動に伴って排出されるごみになります。個人が排出したかではなく、事業活動に伴って排出されたかで判断します。

これらのものも家庭ごみステーションに捨てることはできません。

02 事業系一般廃棄物の処理方法②

事前予約して芦屋市環境処理センターに直接持ち込む

事業系一般廃棄物（P.5）は、環境処理センターへご自身で持ち込むことができます。ただし、前業務日まで
に持ち込みごみ予約センターに電話で予約をしてから持ち込んでください。
「市で処理できないごみ」（P.10～11）は、持ち込みできません。

電話予約時

①電話で予約をする

- 「持ち込みごみ予約センター」に電話をかける
- 1週間前から前業務日までには予約が必要です。

②所定項目の確認

- 氏名、事業所名、住所、電話番号
- ごみの発生場所、種類・量
- 持ち込み日、持ち込む人
- 予約番号の確認

③計量の受付・料金の支払い

- 計量受付で予約番号を言う
- 本人確認のため、従業員証などを提示
- 重量に応じた手数料を現金でお支払いください。

料金

10kg まで	無料（1日1回1車両に限る）
10kg を超え 100kg まで	1,080 円
100kg を超える場合	100kg ごとに 1,080 円追加

令和2年4月1日持ち込み分より改正

④ごみを捨てる

- 持ち込まれたかたご自身で確認しながら、捨ててください。

持ち込み時

●予約受付●

【持ち込みごみ予約センター】

電話 **0797-32-5375**

受付時間 月曜日～金曜日（祝日含む）
午前 9 時～午後 4 時 30 分

●持ち込みができる時間●

●月曜日～金曜日（祝日含む）
午前 9 時～午後 4 時 30 分
※午前 11 時 30 分～午後 1 時を除く

●土曜日（祝日含む）
午前 9 時～午後 0 時 30 分

※年末年始は、「予約受付」および「持ち込みができる時間」の取り扱いが異なります。

●持ち込み場所●

【芦屋市環境処理センター】

〒659-0032 芦屋市浜風町 31-1



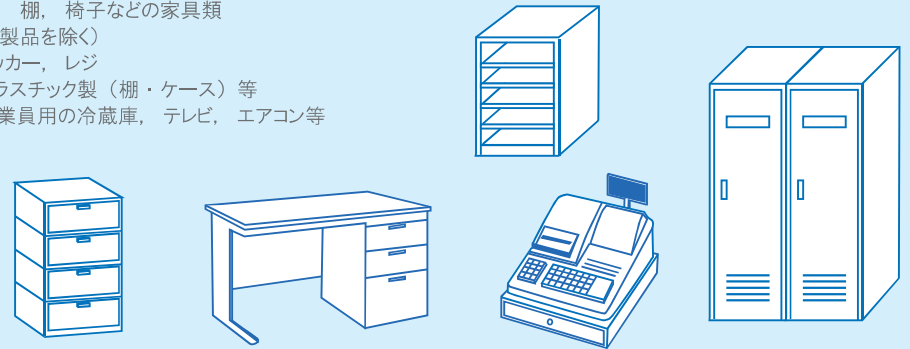
持ち込みごみの注意点

- ①平成26年10月より前業務日までの事前予約制になりました。予約がなければごみの持ち込みはできません。
- ②搬入の際、2台で来られた際はそれぞれの料金の計算を行います。
- ③1日に何度かに分けて持ち込まれた場合もその都度料金の計算を行います。
（10kgまで無料は1日1回1車両に限る）
- ④事業系ごみ（店舗、会社等のごみ）は家庭ごみと持ち込みできるごみが異なります。
- ⑤月曜日に持ち込む場合は、前の週の金曜日までに予約する必要があります。

事業活動で使用していた以下のようなものは、持ち込めません

家庭からでた場合は処理できるごみでも、店舗や会社等で事業活動に伴って発生した以下のようなものは産業廃棄物となり、芦屋市環境処理センターに持ち込むことはできません。

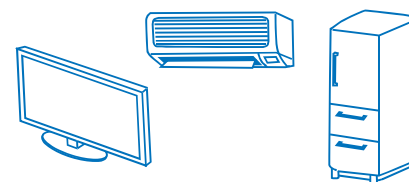
- 机、棚、椅子などの家具類（木製品を除く）
- ロッカー、レジ
- プラスチック製（棚・ケース）等
- 従業員用の冷蔵庫、テレビ、エアコン等



ワンポイント Q & A

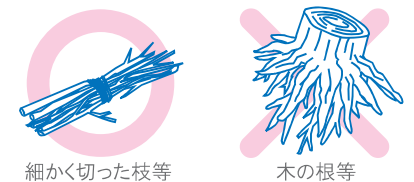
○従業員が休憩室で使っているテレビ、冷蔵庫等は持ち込みできるの？

従業員が休憩するための部屋に置いてある従業員用の電化製品、プラスチック製の棚やケースは、産業廃棄物になりますので、芦屋市環境処理センターに持ち込むことはできません。



○植木剪定ごみは、どんな大きなものでも持ち込みできるの？

木・枝は長さ50cm、直径10cm以内に切ってから持ち込んでください。大きすぎる場合は、処理困難物としてお引き取りいただくことになります。大木、丸太は、特に小さくして持ち込んでください。木の根は持ち込むことができません。



細かく切った枝等

木の根等

03 産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物処理業者に処理を依頼する

芦屋市環境処理センターは、一般廃棄物中間処理施設であり、産業廃棄物は原則搬入できません。産業廃棄物は、事業者自らが産業廃棄物処理業者に処理を依頼する必要があります。産業廃棄物は品目により処理できる事業者、運搬できる事業者が異なります。事業者の紹介は、(一社)兵庫県産業資源循環協会へお問合せください。

【兵庫県阪神北県民局】

電話 0797-83-3146

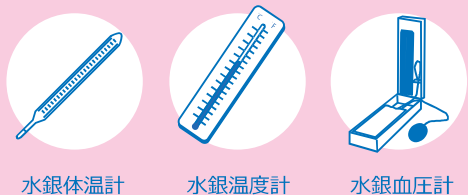
【(一社) 兵庫県産業資源循環協会】

電話 078-381-7464



⚠ 水銀を含むごみは捨てないでください ⚠

水銀を含む「水銀体温計」、「水銀血圧計」、「水銀温度計」等は、燃やすごみに混入すると、煙突から出る水銀の基準値を超えるため焼却炉を停止することになります。水銀を含むごみは産業廃棄物になり、芦屋市の環境処理センターでは処理することができません。水銀を含むごみを絶対に事業系一般廃棄物に混ぜないでください。



処理の方法

水銀は産業廃棄物です。水銀を含むごみの処理や、運搬できる事業者を(一社)兵庫県産業資源循環協会にお問合せください。

芦屋市環境処理センターに持ち込まれたごみに処理できないごみ(産業廃棄物)が混じっていないか確認しています

収集された燃やすごみの袋を開けて、中身に不適切なものがないか確認する展開検査を行っています。芦屋市環境処理センターで処理できないごみを燃やすごみに混ぜられた場合は、事業所へ連絡し、ごみの引き取りをしていただく等の対応をします。絶対に混ぜて捨てないでください。



展開検査の様子

検査で検出された金属類

産業廃棄物とは？

産業廃棄物の種類と具体例は下に示すとおり、あらゆる事業活動に伴うものと、特定の事業活動に伴うものに分かれています。事業内容に沿った適正な処理を行いましょう。

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固化物)		

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター ホームページから転載



プラスチック類、金属類、ガラス類、陶器類、電池類などは、業種に関わらず、すべて産業廃棄物です。

市で処理できないごみ

▶ これらのごみは、市民のかたも持ち込むことができません。

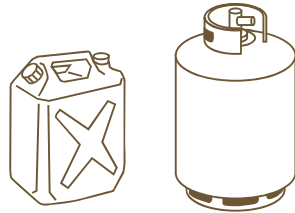
処理困難物

- 消火器
- 土砂、ブロック、れんが、石
- 塗料、ラッカー、シンナー
- 大木、木の根
- ボーリング球
- 鉛蓄電池
- ピアノ 等



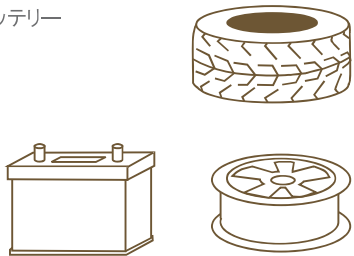
爆発・引火などの危険性があるもの

- プロパン、ガソリン、オイル、石油、廃油
- 発煙（炎）筒
- 中身の入ったスプレー缶 等



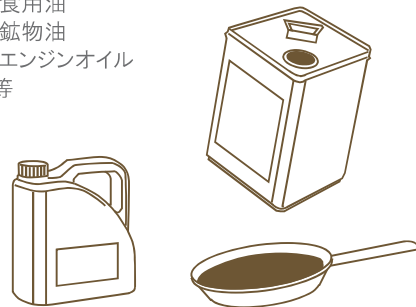
自動車部品

- タイヤ
- ホイール
- バッテリー 等



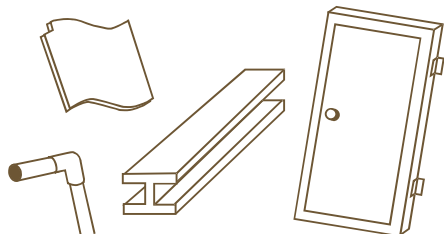
廃油

- 食用油
- 鉱物油
- エンジンオイル 等



建築廃材

- 鉄骨、瓦、石膏ボード、アスベスト含有物、建具、塩ビパイプ等の建築廃材



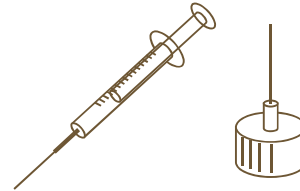
⚠️ リフォームした建築廃材について

リフォームしたときに発生した建築廃材を市民のかた自身で捨てるよう勧めるリフォーム業者がありますが、市民のかたも含め**建築廃材は芦屋市環境処理センターでは処理できません。**建築廃材の処理を含めリフォームを行ってください。

産業廃棄物（P.9）以外のものも含まれていますが、下記のは芦屋市環境処理センターでは処理することができないごみになります。それぞれ適切な処理を行ってください。

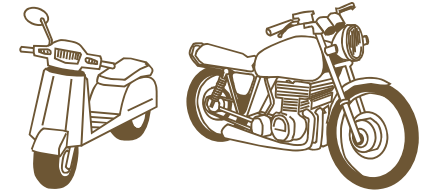
医療系廃棄物

- 注射器、点滴針
- ペン型自己注射針
- 自己穿刺針 等



バイク

- 原動機付自転車
- 自動二輪車



有害物質

- 有害薬品、毒物、劇物
- 農薬、医薬品類
- アスベスト含有製品
- PCB使用製品 等



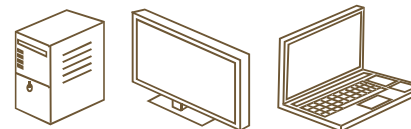
業務用機器

- エアコン、テレビ
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機
- コピー機 等



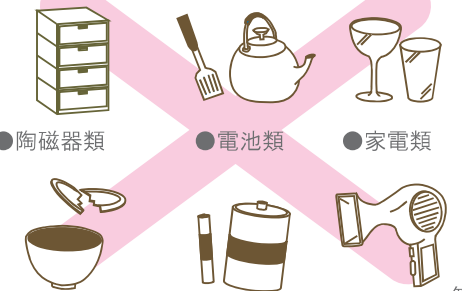
パソコン

- デスクトップ本体
- ディスプレイ（ブラウン管または液晶）
- ノートパソコン
- iPad 等 PCリサイクル対象のタブレット



事業系ごみの場合、市で処理できないごみ

- プラスチック類
- 金属類
- ガラス類
- 陶磁器類
- 電池類
- 家電類



等

ごみの減量とリサイクルを進めましょう

芦屋市は排出されるごみの量が非常に多いです。リサイクルできるものはリサイクルし、簡易包装を行う等工夫しごみの減量を進めていきましょう。

リサイクルできる紙類があります

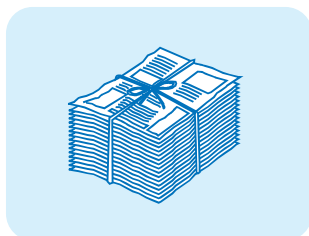
芦屋市の燃やすごみの約 30% ~ 40% が紙類です。事業系一般廃棄物として捨てられるごみの中に、本来はリサイクル可能な段ボール等が多く混じっています。再生資源回収業者に委託し、リサイクルに取り組みましょう。



段ボール



チラシ・雑誌・本



新聞紙



- シュレッダー紙、包装紙、紙袋
- メモ用紙、トイレットペーパーの芯
- はがき、封筒、紙製の箱 等

雑がみ



- 牛乳パック
- ジュースの紙パック 等

紙パック

リサイクル可能な産業廃棄物もあります

缶、ビン、ペットボトルは、事業活動に伴って発生した場合は産業廃棄物になります。産業廃棄物の中にもリサイクル可能な品目があります。再生資源回収業者に委託しリサイクルに取り組みましょう。



- ジュース、お酒等の缶



- ジュース、お酒等のビン
- 食料品、化粧品等のビン



- 飲料水、お酒、調味料等のペットボトル

スリム・リサイクル宣言をしませんか？

簡易包装や資源物（牛乳パック、空き缶、トレイ等）の回収などに取り組む店舗、事業所等を「スリム・リサイクル宣言の店」に指定することにより、市民、事業者、市が一体となったごみの減量化・再資源化事業を推進します。市ホームページに店舗名を掲載することで宣伝にもなりますので、登録をお願いいたします。



【QRコード】

芦屋市の許可業者

私達が綺麗な
芦屋の街づくりを
サポートします。



MARUYO INC,
http://www.dinsgr.co.jp/maruyo/

芦屋のゴミ処分アドバイザー
株式会社 丸与商店
☎0797-22-8598
〒659-0015 芦屋市楠町 3 番 13 号

一般家庭ゴミから事業所の廃棄物まで



芦屋市の許可業者

芦屋環境サービス(株)



芦屋市若宮町5-18

TEL 34-5788

FAX 34-5790

芦屋市の許可業者

簡単でわかりやすい《料金設定》
丁寧で確実安全な《回収作業》
廃棄物の御見積りや、わからない事など、
お気軽にご連絡して下さい。

(株)藤起業 電話.35-7274
芦屋市上宮川町 9-3 FAX.55-3345



天然ガスエンジン廃棄物収集車

芦屋市の許可業者

芦屋市一般廃棄物収集運搬許可・第12号

(株)シントー

芦屋市上宮川町2番10号4F

TEL 0797-35-2848

FAX 0797-35-2860



事業系ごみは、(株)シントーへ 親切丁寧な対応をいたします。

芦屋市の許可業者

(株)イノウエ芦屋営業所

(株)エコワークシステム

芦屋市船戸町3-25-405

- ★ お店のごみはおまかせください。
- ★ ごみ収集について、柔軟に対応します。

TEL 0797-23-3366 FAX 0797-32-3777

芦屋市の許可業者



(有)NAKAZAWA

芦屋市公光町10-8 代表取締役 中澤ひとみ

- ★ 迅速、丁寧、確実をモットーに事業を推進してきた当社は積み重ねてきた実績と信頼が私たちの誇りです。
- ★ 廃棄物の収集、日常清掃及びメンテナンスを通じて、人々の快適な暮らしに貢献しております。



TEL 0797-25-0441

FAX 0797-25-0443

芦屋市の許可業者



芦屋のまちをきれいにする

株式会社 **ウィルパワー**

- 一般廃棄物
- 事業系ごみ
- マンションごみ
- 片付け代行
- 遺品整理
- 古紙ダンボール
- リサイクル

芦屋市大原町4-13 <http://www.willpower-i.com>
FAX : 25-0239 MAIL: info@willpower-i.com

TEL: 62-6350

- 不用品処分引受ます **46年の実績**
- 家電・家具・美術品買受します
- 遺品整理真心こめていたします



物置押入れ整理、植木鉢庭木の処分、エアコンクーラーの移動処分
自転車バイクの引取り、車の廃車、その他ゴミ整理何でもご相談を!

OKリサイクル(株)金森商店 **0120-76-0056**
尼崎市西長洲町2-13-4 [金森商店またはOKリサイクル](#) [検索](#)

お役に立ちますシルバーパワー!

公益社団法人 芦屋市シルバー人材センター

★ 日常生活のお困りごとがあれば、ご相談下さい ★
(下見・見積りも無料で承ります)



換気扇掃除

- 大型ごみの搬出
- 電球の交換
- 照明器具の掃除
- 日常のごみ出し
- 窓・網戸掃除
- 家具の移動
- 小型家具・ベッド等の組立
- 家庭内の軽微な修理 等
- 換気扇掃除
- ベランダの掃除



大型ごみの搬出

芦屋市宮塚町2-2 (はつらつ館)

TEL 32-1414

FAX 31-9223

[芦屋市シルバー](#) [検索](#)